

第3章 七つの政策分野の基本施策



2 環境分野

2-1-1 ごみ減量・リサイクルの推進

▶ 施策の方針

市民一人ひとりの環境とごみ減量に対する意識を高めることにより、家庭から排出されるごみの減量化と再資源化を推進するとともに、効率的なごみ収集と不法投棄等の不適正な処理の防止に取り組めます。

また、事業者に対する環境意識の啓発を図り、事業活動に伴う一般廃棄物の減量・適正処理と再資源化を促進します。

▶ 現状と課題

- 市では、ごみの減量と再資源化により環境負荷の軽減を図るため、市民の意識向上や資源物の分別の徹底に取り組んできたほか、不法投棄防止の啓発活動や不法投棄物の回収を行ってきました。
- また、老朽化したクリーンセンターを高効率のごみ発電機能を備えた施設に更新整備し、ごみ焼却の効率化とともに、家庭ごみの分別の一部について見直しを行いました。
- この結果、市民の環境の保全や改善に向けた意識は高まり、ごみの排出量は減少傾向にあります。依然として、未分別のごみや不法投棄、野焼き等の不適正な処理は絶えることはありません。
- さらに、人口減少や住宅団地の造成、高齢化の進行に伴い、ごみ集積所の適正配置やごみ出しの支援などの課題も生じています。
- このことから、市民、事業者のごみの減量と再資源化に関する意識の一層の定着を図るとともに、効率的なごみ収集体制の検討や不法投棄の防止を図っていく必要があります。また、環境に配慮した事業活動を推進するため、事業所と連携した事業系一般廃棄物の減量や再資源化を促進する必要があります。

ごみの排出量・リサイクル率の推移

(単位：t)

区分		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
家庭系	燃やせるごみ	23,353	22,477	21,783	22,414	21,664	21,600	21,275	20,991	21,299
	燃やせないごみ	4,221	4,154	4,204	4,380	4,133	3,981	3,905	3,650	3,733
	資源物	22,951	23,357	23,857	24,160	22,756	21,962	21,810	19,592	18,424
事業系	燃やせるごみ	19,584	19,563	20,037	19,708	19,764	20,319	20,617	20,372	21,251
	燃やせないごみ	2,341	2,142	1,757	1,444	1,658	1,684	1,662	1,730	1,920
総排出量		72,450	71,693	71,638	72,106	69,975	69,546	69,269	66,335	66,627
家庭ごみの再資源化率 (%)		47.1	48.4	49.6	49.1	48.1	47.9	47.9	46.0	44.4

出典：上越市生活環境課



◀「ごみの減量とリサイクル」のイメージキャラクター



▲ごみの減量等に関する出前講座



上越市クリーンセンター（外観、見学者ホール）



▶ 施策の柱

1 ごみの適正処理の推進

- ・ごみの減量と不法投棄や野焼き等の不適正な処理を防止するため、広報紙等を通じてごみの減量や処理ルールの浸透を図るとともに、出前講座やクリーンセンターの施設見学等により環境教育の充実に取り組めます。
- ・ごみを排出しやすい環境づくりと収集の効率化を図るため、住宅団地やアパートの増加に対応した集積所の適正配置を促進します。
- ・ごみの排出が困難な高齢者のごみ分別等を支援するため、町内会等と連携し、ごみヘルパー⁴⁵を配置します。
- ・ごみの適正処理を維持していくため、引き続き、最終処分場の確保に取り組めます。

2 リサイクルの推進

- ・限られた資源の有効利用を推進するため、広報紙や出前講座等を通じて資源物の分別収集ルールの浸透を図るとともに、資源物常時回収ステーションの利用マナーの徹底や排出された資源物の適正な回収等により、適切な維持管理に努めます。
- ・事業者のごみの適正分別と再資源化の推進に向けた啓発に取り組めます。

▶ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）
市民1人当たりのごみ排出量	940g/日（H29）	一般廃棄物処理基本計画（H31改定）に定める目標値以下
家庭ごみの資源化率	44.4%（H29）	50.0%

第3章 七つの政策分野の基本施策



2 環境分野

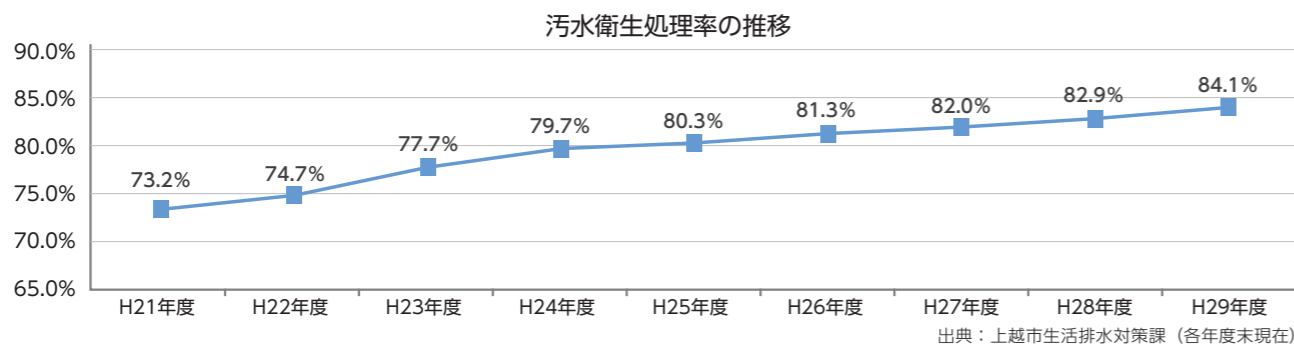
2-1-2 環境汚染の防止

▶ 施策の方針

関係機関との連携の下、事業者等への周知や指導を徹底し、公害の発生を防止します。
また、公共下水道と農業集落排水⁴⁶への接続率と合併処理浄化槽の設置率の向上を図るとともに、し尿の収集と適正な処理を行い、水質汚染を防止します。

▶ 現状と課題

- 市では、豊かな自然環境を将来に引き継ぐとともに、市民の安全で安心な生活環境を確保していくため、大気測定局での常時監視や空間放射線量の測定、工場・事業場の排水の監視、高速道路等の騒音・振動測定に取り組むほか、地盤沈下の抑制を図るため、揚水設備設置者へ節水を呼びかけるなど地下水の保全対策を実施してきました。
- また、排水処理対策として、公共下水道や農業集落排水への接続促進や、合併処理浄化槽の設置促進により水質汚染の防止を図ってきました。
- この結果、環境基準は概ね遵守されているものの、悪臭や騒音による苦情は長期化する傾向があるため、引き続き関係者と連携して適正に対応する必要があります。また、地盤沈下の進行に対する抑制対策や、公共下水道・農業集落排水の未接続世帯への対応を図る必要があります。
- このことから、環境基準が遵守されている状態を維持するため、PM 2.5⁴⁷など新たな環境阻害要因も考慮した公害対策や、し尿の適正処理とともに、地域特性に応じた効率的・効果的な排水処理対策を推進する必要があります。



市内の地盤沈下の状況

項目	H25 (H24.9~H25.9)	H26 (H25.9~H26.9)	H27 (H26.9~H27.9)	H28 (H27.9~H28.9)	H29 (H28.9~H29.9)
総沈下面積(k㎡)	49.1	70.4	180	58.8	25.7
最大沈下量(cm)	1.0	0.6	2.0	0.3	0.5
最大沈下地点	新南町	遊光寺浜	子安	下門前	大瀧区渋柿浜

出典：上越市環境保全課



▲きれいな川で遊ぶ子どもたち（大島区・保倉川）



▲騒音・振動の計測

▶ 施策の柱

1 公害対策の推進

- ・大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の公害を防止するため、法令等に基づく計測や規制の遵守に向けた監視を行うとともに、必要な改善指導等を行います。
- ・地盤沈下の発生を抑制するため、引き続き、揚水設備設置者へ節水を呼びかけるほか、抑止効果の高い手法を検討するなど、地下水の保全対策に取り組みます。

2 排水処理対策の推進

- ・生活排水による水質汚染を防止するため、未接続者への戸別訪問によるきめ細かな相談や周知活動などにより、公共下水道・農業集落排水⁴⁶の接続率と合併処理浄化槽の設置率の向上を図ります。
- ・公共下水道の整備の投資効果を踏まえ、農業集落排水施設との連携を進めます。
- ・公共下水道計画区域内の未整備地域においては、地域のニーズを把握するとともに整備の投資効果を考慮した上で、合併処理浄化槽の設置を含めた効率的・効果的な整備を進めます。

▶ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）
公害苦情件数	36件/年（H29）	30件/年以下
事業所の騒音・振動規制基準達成率	99%（H29）	99%
事業所の排水基準達成率	94%（H29）	95%
汚水衛生処理率 ※生活排水処理が適切に処理されている人口割合	84.1%（H29）	87.6%

第3章 七つの政策分野の基本施策



2 環境分野

2-1-3 自然環境の保全

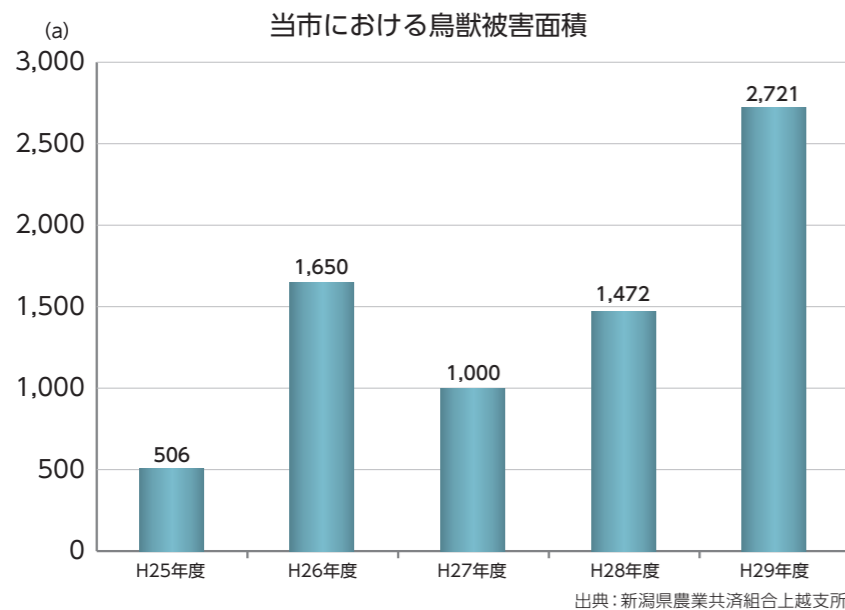
▶ 施策の方針

自然環境保全地域や里地里山、農地等が果たす役割の重要性について、広く市民に周知するとともに、多様な生物の保全と環境に配慮した開発事業の誘導に取り組みます。

また、大型野生動物による被害の防止を図るとともに、野生動物に対する理解を深め、動物との共存を図ります。

▶ 現状と課題

- 市では、豊かな自然環境の保全を図るため、自然観察ツアーの実施や「上越市レッドデータブック⁴⁸」、「上越市の自然シリーズ⁴⁹」の頒布を行うなど、当市が有する豊かな自然環境の周知と環境保全に対する意識高揚に努めてきました。
- また、自然環境保全条例⁵⁰に基づき自然環境保全地域を6か所指定し、多様な動植物が生息・生育している良好な環境の保全に取り組んだほか、多様な生物の保全と環境に配慮した開発事業の誘導を進めてきました。
- 一方で、ツキノワグマやイノシシなどの大型野生動物の出没範囲が住宅地近郊に拡大する傾向が見られるほか、中山間地域を中心に農作物への被害が発生しています。
- このことから、多様な動植物との共存を目指しつつ、大型野生動物による人身被害等の防止に向け、出没抑制対策を進める必要があります。



上越市の自然環境保全地域(平成30年10月現在)

柿崎海岸自然環境保全地域 柿崎東海岸 約3.2ha 出羽・直海浜海岸 約5.1ha 様々な海岸植物が生育するほか、絶滅が危惧されている植物も見られる。 	二貫寺の森自然環境保全地域 二貫寺の森一帯 約28ha (河川区域は除く) 本来平地では見られない山地性の植物が生育している。 	五智公園自然環境保全地域 五智公園一帯 約22ha 多様な条件下に生育する植物を観察でき、希少な昆虫類や鳥類が多数生息している。
くわどり市民の森自然環境保全地域 くわどり市民の森のうち 約132ha 変化に富んだ環境に応じた様々な植物や、希少な昆虫類、両生類、哺乳類、鳥類が多数生息している。 	光ヶ原みずばしょうの森・わさび田の森自然環境保全地域 光ヶ原みずばしょうの森一帯 約9.7ha 光ヶ原わさび田の森一帯 約5.9ha プナが優占する自然植生が残り、草本植物や多くの野生動物も確認される。 	よしだの谷内自然環境保全地域 よしだの谷内一帯 5.7ha 水生植物や昆虫類など、市域では希少となった野生動物植物が多数、生息生育している。

▶ 施策の柱

1 生物多様性の保全

- ・地域における多様な生態系を健全な状態で維持していくため、自然環境保全地域の指定や、環境保全団体や町内会等と連携した保全活動、レッドデータブック等を活用した普及啓発などの取組を推進します。
- ・人と野生動物の共存を図るため、ツキノワグマやイノシシ等の大型野生動物の出没の抑制に向けて草刈りや伐木等を行った緩衝帯を整備するなど、人身や農作物の被害防止策を講じるとともに、市民一人ひとりの野生動物に対する理解を深める機会の提供に取り組みます。

2 開発事業に対する環境配慮の指導

- ・公害の防止と自然環境の保全を図るため、環境影響評価会議⁵¹の審議を基に、開発事業者等に対して環境に配慮した適正な事業の実施を求めます。

▶ 目標

項目	現状値(時点)	目標(H34)
自然環境保全地域の指定数	6地域(H30)	8地域
大型野生動物による人身被害の発生件数	0件/年(H29)	0件/年
イノシシによる水稻の被害面積	25ha/年(H29)	2.4ha/年以下
開発事業者等の届出義務違反の件数	0件/年(H29)	0件/年

第3章 七つの政策分野の基本施策



2 環境分野

2-2-1 地球温暖化対策の推進

▶ 施策の方針

地球温暖化対策に対する市民の意識啓発に取り組み、一人ひとりの具体的な行動を促し、支援することにより、再生可能エネルギー¹²の普及と省エネルギー化の推進を図ります。

▶ 現状と課題

- 市では、地球温暖化対策実行計画⁵²や再生可能エネルギー導入計画⁵³等に基づき、市民による太陽光発電設備等の設置支援や、公共施設への太陽光やバイオマス⁵⁴による発電設備の導入、雪中貯蔵施設⁵⁵の整備のほか、街路灯のLED化や、庁舎のこまめな消灯や適切な温度管理などにより、再生可能エネルギーの導入・普及促進と省エネルギー化に取り組んできました。
- 東日本大震災以降は、国内のエネルギーを取り巻く状況が一変し、エネルギーに関連した施策の目的は、地球温暖化対策に加えて、エネルギーの安定供給、地産地消、災害時のエネルギー確保などの側面も重視されるようになりました。
- 現在、当市の温室効果ガス⁵⁶の排出量とエネルギー消費量は減少傾向にあるものの、更なる削減に向け、市民一人ひとりの取組の積み重ねが一層求められます。
- また、新たな取組として、下水道が持つ未利用エネルギーの活用に向けた検討を進めています。
- このことから、今後、地球温暖化が更に進むことが予測される中で、下水道熱の活用を含め、市民一人ひとりに地球温暖化対策につながる具体的な行動を促し、再生可能エネルギーの普及と省エネルギーの取組を進めていく必要があります。

上越市の既設の再生可能エネルギー施設（概要）

区分	取組	実績
太陽光エネルギー	公共施設への太陽光発電システムの導入	15施設
	民間への太陽光発電システムの導入	22施設他
	住宅用太陽光発電システムの導入	1,171件
風力エネルギー	公共施設等への風力発電システムの導入	4基
雪冷熱エネルギー	公共施設への導入	6施設
	民間への導入	7施設
バイオマス・廃棄物エネルギー	公共施設への導入	メタンガス発電、ごみの焼却熱利用、下水汚泥のメタンガス利用
	民間への導入	BDF製造設備（廃食用油の回収）、木質ペレット製造、生ごみバイオガス化設備、下水汚泥乾燥
小水力発電	浄水場への導入	1施設
地中熱利用	地中熱利用による融雪施設	2施設

出典：上越市環境保全課、資源エネルギー庁（平成29年12月31日現在）



▲太陽光パネルを設置した校舎（大町小学校）



▲雪冷熱を活用した施設（安塚区信濃坂・雪室）

▶ 施策の柱

1 再生可能エネルギーの普及

- ・再生可能エネルギー¹²の市民や事業者への普及を図るため、公共施設等での太陽光やバイオマス⁵⁴による発電を始め、雪冷熱や地中熱の利用の効果について周知し、導入を促進します。
- ・下水道熱のエネルギーとしての活用について、導入の費用対効果等を検証し、普及に向けて取り組めます。

2 省エネルギー化の推進

- ・市民、事業者、行政による省エネルギー化に向けた取組を一体的に推進するため、地球温暖化対策実行計画⁵²に基づく取組や、省エネ行動の普及促進に取り組む国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」の推進などに取り組めます。
- ・日常生活における省エネルギーの取組の実践を促進するため、環境イベント等において環境団体と連携して市民意識の高揚に取り組めます。

▶ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）
市内の住宅用太陽光発電システムによる合計出力	4,717kW(H28)	5,790kW
温室効果ガス ⁵⁶ の年間排出量	2,413千t-CO2(H26)	2,224千t-CO2以下(H31)

第3章 七つの政策分野の基本施策



2 環境分野

2-2-2 環境学習の推進

▶ 施策の方針

市民が環境について学ぶ機会を提供するとともに、良好な環境の保全に向けた実践活動を環境団体と連携を図りながら推進することにより、市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、具体的な行動につなげていきます。

▶ 現状と課題

- 市では、環境イベントや環境情報紙、広報紙などを通じて、環境に関する様々な情報を提供してきました。
- また、良好な環境保全活動に向けた実践活動として、市民参加によるクリーン活動や、事業者や有志による清掃活動などが展開されています。
- しかしながら、イベントや活動に参加する人や団体は固定化する傾向にあります。
- このことから、市民一人ひとりが自らの意識や行動が生活環境だけでなく地球環境に大きな影響を与える時代であることを認識し、より環境に関心を持つよう、情報に触れ、学び、気づく機会を提供していくとともに、実践活動を普及していく必要があります。



環境イベント



▲環境出前講座（川学習）

▲クリーン活動

▶ 施策の柱

1 環境を学ぶ機会の提供

- ・市民一人ひとりの環境保全に関する意識の向上を図るため、環境団体等と連携し、様々な環境情報の発信や環境に関する学習の機会を提供します。

2 環境美化の推進

- ・地域の生活環境や自然環境の美化を図るため、全市クリーン活動等の様々な環境美化活動を推進します。
- ・市民や事業者等が主体的に取り組む環境美化活動等を支援します。

▶ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）
環境団体等と連携した学習機会の提供回数	1回/年（H30）	5回/年
生活の中で環境の改善に取り組んでいる市民の割合（上越市環境市民アンケート）	63.6%（H25）	70.0%
全市クリーン活動参加者数	61,366人/年（H29）	62,000人/年

